

事務連絡  
平成 30 年 5 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (平成 30 年 5 月 29 日)」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、暑く御礼申し上げます。

本日、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (平成 30 年 5 月 29 日)」  
を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又  
は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願  
い申し上げます。

### 【共生型サービス】

- 障害者施設が日中に提供する共生型サービスについて

問2 共生型サービスの取扱いについて、指定障害者支援施設が昼間に行う日中活動系サービスは共生型サービスの対象であるか。

(答)

指定障害福祉事業所のうち指定障害者支援施設が昼間に行う日中活動系サービスについても、共生型通所介護及び共生型地域密着型通所介護の対象となる。

- 機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行うことについて

問3 通所介護事業所が共生型生活介護の指定を受けたときに、通所介護の機能訓練指導員（理学療法士等）が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行うことは可能か。また、その場合は個別機能訓練加算の専従要件に該当するのか。

(答)

通所介護の機能訓練指導員は、配置基準上は1以上とされており、共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を兼務することは可能。

共生型サービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられたものであり、対象者を区分せずに、一体的に実施することができる。

このため、機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行う場合は、利用者である高齢者と障害児者の合計数により利用定員を定めることとしており、その利用定員の範囲内において、両事業を一体的に実施し、機能訓練を行うものであることから、専従要件に該当する。